

2020年5月31日

大阪府立体育会館

指定管理者 南海ビルサービス・ミズノグループ

大阪府立体育会館新型コロナウイルス感染拡大予防に伴う施設利用ガイドライン

『指定管理者としてのガイドライン』

- ◆新型コロナウイルス感染拡大を防止すべく、感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて利用者、管理事務員の動線や接触等のリスクを徹底的に考慮し、これを排除すべく対策を講じる。

◇接触感染：他者と共有する物品(エレベーター・トイレ・手すり)等利用頻度減と消毒の徹底

◇飛沫感染：施設内共有スペースの削減と、換気の徹底（大声での会話の厳禁等）

- ◆各事項についてチェックリスト化し、管理事務室に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認する。

- ◆「大阪コロナ追跡システム」を周知し運用する。

登録施設 第1競技場 【施設登録済み】

第2競技場 【施設登録済み】

柔剣道場 【施設登録済み】

⇒上記に基づき、体育会館での実務において以下の対策を行います。

1、人と人との距離：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・職員のマスク着用
- ・利用者へのマスク着用をお願い
- ・施設の換気
- ・各施設においては、密にならないよう利用者を制限
- ・原則飲食の禁止（飲料水は可）

2. 入場制限について

- ・職員への検温の実施
- ・来場時の体調確認の実施。発熱者（目安 37.5℃）には、利用をお断りする
- ・発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある方は、利用をお断りする
- ・万一に備え、個人情報の取扱いに十分注意し、氏名、連絡先を記載頂く
- ・万一に備え、主催者において個人情報の管理をしてもらう
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ

の渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合利用をお断りする

3. 消毒等

- ・入館者の手指の消毒（消毒液の設置）
施設の出入口を限定
事務所前に消毒液を設置
- ・事務室と利用者とは必ず既設のガラス窓での対面
- ・打合せ等の際は、ビニールカーテン越しのみとする
- ・他者と共有する物品は原則利用禁止
- ・管理事務室、中央監視室に空間除菌（噴霧器）機にて消毒

4. トイレ（洗面所）

- ・不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや、水洗レバーなど）は清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- ・手洗い場には石鹸（可能な限りポンプ型）を用意
- ・「手洗いは30秒以上」と掲示

5. 用具の管理

- ・備品利用にあたり、複数の利用者が共有しないようにするため、原則持ち込みを推進する
- ・施設用具の貸し出しについては、モノと人の管理
- ・施設備品の貸し出し前後には主催者と共同において清噴拭消毒を行うようにする

6. 観客の管理

- ・「大阪コロナ追跡システム」へのイベント登録
- ・「大阪コロナ追跡システム」への利用者（参加者）登録
- ・イベント等で施設にある観客席を使用する時は、テープを貼り付け区分けし、おおよそ半分に使用制限し、間隔をあける
- ・イベント等でアリーナに仮設観客席を設置する場合、密にならないように十分な間隔を確保し使用する
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用することの周知を徹底する

7. 休憩スペース

- ・ 当面の間、利用禁止とする

8. ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ゴミ回収時マスク、手袋を必ず着用し終了後、石鹸で手洗いを行う

9. 清掃に伴う消毒

- ・ 不特定多数が触れる手すり等共用部を始業前、終業後に清拭消毒を行う

10. その他感染拡大を予防する為の措置

- ・ 受付職員、設備員、警備員、清掃員への作業時ビニール手袋着用
- ・ 各施設の利用者が 密 とならない様、場合により入場制限を行う
- ・ 利用申し込み時、行列は 1m 間隔になるよう目印を作成
- ・ 利用者同士大声での会話を慎んで頂くよう 共有部分に掲示
- ・ 不特定多数のシャワー利用については、原則禁止とする
- ・ 不特定多数のロッカー室利用については、原則禁止とする。
- ・ 不特定多数のエレベーター（車椅子、救急等除く）の原則利用禁止とする

※社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインを基準に作成

※添付のスポーツ庁発行のチェックリストを活用頂き感染拡大防止に努めて頂きますようお願いいたします。

以 上

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること
 - （※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の利用受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用者がマスクを準備しているが確認すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

施設管理者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意すること

□更衣室、休憩スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること

□洗面所

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）

□スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、
 - 貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること
 - 貸出前後に消毒すること

□観客の管理

- 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

□運動・スポーツを行う施設的环境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 体育館の床をこまめに清掃すること
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従うこと
- プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないようにすること
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

□施設の入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃すること
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること

□その他

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。